

陳 情 一 覧 表

[令和3年第6回高梁市議会（定例）]

陳情第2号

受理年月日	件 名	陳 情 者
R3. 11. 25	補聴器購入費用の助成制度の創設を 求める陳情	高梁市横町 1558-1 くらしと福祉、教育を守る高梁市民の会 共同代表 長谷川 卓夫 同 小阪 洋志



2021年(令和3年)11月24日

高梁市議会

議長 宮田公人様

令和3年 請願 第2号
陳情
令和3年11月25日 受付

陳情者 くらしと福祉、教育を守る高梁市民の会
住所 高梁市横町 1558-1

(人権と福祉を守る高梁市協議会事務所気付)

氏名 共同代表 長谷川卓夫
同 小阪洋志

補聴器購入費用の助成制度の創設を求める陳情

【陳情の趣旨】

現在、加齢が原因で難聴になる高齢者が増大しています。

厚生労働省の新オレンジプランでは、65歳以上の高齢者のおよそ半数に難聴があると推測しているように、難聴が高齢者の社会生活に重大な支障をもたらすとともに、医学的にも、認知症になる原因の一つになるといわれています。

しかし、現在の国の補聴器購入への助成は、障害者手帳をもつ両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の両耳聴力が対象で、相当重い障害認定による難聴でなければ補聴器購入補助が受けられません。

WHO(国連世界保健機関)は、聴力が中等度難聴でも補聴器の使用を推奨しています。補聴器の普及を進める上での一番の課題は、補聴器の購入費用が高いことです。加齢性の中度の難聴者の補聴器購入には助成制度がありません。しかも、補聴器は10万～50万円と高額で耳が聞こえないまま生活をおくる高齢者が増えています。

難聴は生活の質の低下につながり、高齢社会における聞こえのバリアフリーの推進にとっても、その対策は重要な社会的・政治的な課題となっています。

中等度難聴児発達支援事業や補装具費支給制度の対象とならない、高齢期難聴者や若年性難聴者など、中途難聴者に適用できる補聴器購入費助成制度の創設を切に望みます。

【陳情項目】

政府に、高齢期難聴者や若年性難聴者など、中途難聴者に適用できる補聴器購入費助成制度をつくるよう意見書を提出してください。